

入退会規程

2011年4月1日制定
2012年6月6日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本麻酔科学会の定款第12・14条に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体・法人に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、別に定める入会申込書の提出（入会申し込み）を求める。

2 前項の入会申し込みをなした個人又は団体・法人に対し、理事会は入会の可否を審議し、合理的な理由のない限り入会を承認し、これをもって入会日と定め申込者に通知する。入会を承認された申込者は所定の誓約書を提出するものとする。

3 名誉会員については、会員に関する規程で定めるものとし、その規程により決定した後は本人に通知する。

(会員名簿登録及び会員に関する情報等の管理)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は、その事実が発生した日から30日以内に、理事会が別に定める変更届の提出をなすものとする。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第4条 会費等の金額及び納入に関する規則は、定款第13条により定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会の審議を経て定める退会届に理由を付して提出し、任意に退会することができる。

2 定款第16条に定める事由により、会員資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

3 退会及び会員資格を喪失した場合、既納の会費等は返還しない。

4 資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求める。

2 前項の再入会申込に対しては、理事会において第2条に定める基準及び前回退会時に提出されている会員資格の喪失理由を検討し、再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。但し、退会の際未納の会費等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

3 除名となった者は、除名後2年間は、再入会を認めない。

(変更)

第 7 条 この規程の変更は、諸規則制定に関する規程第4条 (2) に従ってなす。

附 則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、細則等により別に定める。
2. この法人の会費未納分には、社団法人日本麻酔科学会に対する会費未納分を加算する。
3. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別 表)

入会申込書に記載する必要事項

1. (個人) 正会員及び賛助会員
 - (1) 入会に際しての誓約内容
 - ①入会の上は、貴法人の定款及び諸規程等の定めを遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。
 - ②「禁固以上の刑を処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者」(認定法第6条1項二)に該当しません。
 - ③会費を2年分以上納めなかった時は、会員資格を喪失することを承諾し、これに異議がありません。
 - (2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス
 - (3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・Fax・メールアドレス
 - (4) 最終学歴、主要職歴
 - (5) 会費請求書及び資料等の送付先
 - (6) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
 - 一. 機関誌等での公表とその範囲 (氏名、勤務先)
 - 一. 勤務先からの問合せがあった場合 (氏名、会員種別、入会年度)
 - (7) 賛助会員の場合の年会費額
2. (団体・法人) 賛助会員
 - (1) 入会に際しての誓約 (上記1. (1) と同じ)
 - (2) 団体・法人名、所在地、代表電話・Fax・メールアドレス
 - (3) 代表者氏名、役職
 - (4) 事務連絡者 (氏名、所属部署、役職名、電話・Fax・メールアドレス)
 - (5) 会費請求書及び資料等の送付先
 - (6) 賛助会員の場合の年会費額